# (1) 普通会計(一般会計及び特別会計)に対する決算審査の実施状況

#### ア審査の対象

平成30年度静岡県一般会計及び12特別会計

#### イ 審査の期間

令和元年7月22日から令和元年8月30日まで

#### ウ塞香の結果

平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、 指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

# エ 審査の意見

a 健全な財政運営の堅持について

歳入決算額は、主に県税や県債発行の減により、一般会計で前年度に比べ2.9%減少した。 県税の決算額は、4,838 億4,000 万円余であり、輸出関連業種を中心とした企業収益の改善に伴い、法人二税が前年度に比べ106 億9,000 万円余(対前年度比7.8%) 増加したことなどにより、最終予算額4,836 億円に対し、2億4,000 万円余増となった。

また、前年度決算額 4,989 億 8,000 万円余に対しては、3.0%、151 億 3,000 万円余の減少であり、これは、政令市への税源移譲の影響により、個人県民税が 261 億 5,000 万円余(同△17.4%) 減少したことなどによるものである。

県債は1,648億8,190万円で、前年度決算額1,798億9,700万円に対し、150億1,510万円の減少となった。これは、減収補填債(特例分)の発行減等によるものである。

歳出決算額では、義務的経費については、前年度と比べ扶助費が4.2%増加し、歳出全体に 占める構成比が9.7%となり、0.6 ポイント増加した。義務的経費全体では0.6%の増加とな り、歳出全体に占める構成比は1.8 ポイント増の50.8%となった。

投資的経費については、前年度から3.1%の増加となったが、これは普通建設事業費が1.9% 増加となったことなどによるものである。

また、新総合計画である静岡県の新ビジョンを推進する財源となる"ふじのくにづくり推進基金"積立金が皆減したこと等により、その他経費は前年度より 10.0%減少し、歳出に占める構成比も34.0%と、2.7 ポイント減少した。

次に、一般会計の県債残高についてであるが、新ビジョンの目標に設定している通常債の残高は、1 兆 5,667 億 3,900 万円余となり、前年度末より 250 億 8,800 万円余減少し、着実に残高の縮減が図られている一方で、臨時財政対策債の残高は 1 兆 1,353 億 7,400 万円余となり、前年度末より 346 億 700 万円余増加した。

また、県の財政構造を示す7つの指標を見ると、義務的経費比率、経常収支比率など、前年に比べて悪化している指標はあるものの、一般財源等比率は前年度に比べて改善し、実質公債費比率も前年の水準を維持し、目標数値を達成している。将来負担比率についても、前年度から悪化はしているが目標数値の範囲内である。

さらに、財源不足への対応に活用可能な基金現在高は、平成30年度決算後時点で404億円となり、前年度の353億円より増加している。

以上の要素を勘案すると、県の財政状況は前年よりも健全化しており、新ビジョンに掲げる 財政調整用の基金に頼らない収支均衡の財政運営の目標達成に向け、着実に進捗していると評価する。

一方で、県人口が減少する中で少子高齢化は一段と加速しており、今後も社会保障関係費等 の大幅な増加も当然のことながら見込まれる。加えて、地方消費税率引上げに伴い一般財源総 額の増加が見込まれるものの、最近の世界経済の動向を鑑みれば、税収増がいつまで継続するかは不透明である。

また、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が1兆1,300億円を超え、全体の県債残高の41%を占めるまでに累増している。

新たにスタートした令和の時代においても、健全な財政運営を堅持し、今後の財政運営の考え方である「収支が均衡した財政運営」の実現に向けて、引き続き歳入歳出の改革を進め、従来の取組以上に歳入の確保や歳出の見直しを推進するとともに、将来にわたって安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた改革と償還財源の別枠での確保について、国に対してあらゆる機会を活用して強力に働きかけられたい。

# b 収入未済額の縮減への取組について

収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成 22 年度の 205 億 6,785 万 2 千円から減少に転じ、平成 30 年度には 95 億 2,964 万 5 千円と半分 以下にまで縮減していることについて、その取組は評価できる。 県税関係、 県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。

# • 県税関係

県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は53億9,767万円余となり、前年度に比べ15.9%、10億2,266万円余の減少となった。そのうち9億8,425万円余の減少は個人県民税が占めており、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきた成果が現れたものと考えられる。

また、個人県民税(均等割・所得割)の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって、年々上昇してきたが、平成30年度は、政令市への税源移譲の影響により、前年度と同率の95.6%であった。これにより平成24年度以降、徐々に上がっていた全国順位も、前年度の37位から39位へと順位を落している。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、まだ工夫の余地があると思われるので、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。

#### • 県税関係以外

平成30年度の実収入未済額は41億3,196万円余で、前年度に比べ、0.1%、227万円余の増加となった。

未済額の主なものは、1件が13億円を超えるものがあるなど合計で約18億9,310万円余となっている中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金、平成25年度に発生した、愛鷹山麓での不法投棄に係る7億4,238万円余の産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅に係る公営住宅使用料、生活保護費返還金等である。

県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。平成30年度においては、29年度に改定した県債権管理マニュアルの活用、債権回収の外部委託対象の拡大等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護費返還金など、新規未収金の発生により実収入未済額が増加しているものもあることから、引き続き収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。

# c 事業繰越 の縮減に ついて

翌年度への繰越の状況は、一般会計で585億334万円8千円、前年度比120.8%と増加した。特別会計については15億7,010万1千円で、前年度比95.3%と減少している。また、一般会計では、平成30年度に相次いで発生した自然災害の影響により、資機材の調達ができず年度内の完了困難となったことによるもの1件13億4,788万8千円の事故繰越が発生している。

平成30年度の明許繰越の内訳としては、通常分が資機材の不足による工事の遅れや用地取得の遅れなどにより、繰越額が前年度に比べ45億7,051万円余増加し、また、追加分(国補正や災害発生に伴う事業の繰越)も国の経済対策等に伴う国補正事業の増加により42億9,310万円余増加している。

事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。

# d 不用額に ついて

歳出予算における不用額は、一般会計では、113億3,068万円で、前年度比82.0%、24億9,340万5千円の減少となっている。また、特別会計では、65億1,719万6千円で、前年度比401.7%、48億9.493万2千円の増加となっている。

一般会計の内訳の中で減少している主なものは、道路関係国庫補助事業費、現年補助災害土 木復旧費や所得割交付金などである。

一方、経営体育成支援事業費助成、子ども・子育て支援給付費負担金など、事業費の確定や 実績に伴うものについて、不用額が増加している。

また、特別会計の内訳で増加している主なものは、平成30年度に新設された国民健康保険事業特別会計などである。

平成30年度の一般会計における不用額は、前年度を下回った。財政の健全化を推進し財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き、効率的な予算執行に努められたい。

# e 財務会計 事務等の 適正な執 行につい

て

平成30年度定期監査等においては、職場内秩序を乱す行為(暴言)の発生など26件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、職員住宅貸付料の調定漏れ、収入印紙の貼付額誤り等56件を「注意」とした。監査結果は、指導、意見等を含めると全体で255件、前年度に比べ27件の増加となっている。

このうち、財務会計に関わるものは、55 件であり、前年度より 13 件減少している。 出納局では目的や対象者別に区分を設けて研修を実施するなど、財務会計事務に携わる職員 の資質向上に努めており、財務会計に関する監査結果の件数の減少は取組の成果と言えるが、 毎年のように発生する事務処理ミスに対しては、担当者の資質向上とともに、事務の適正な執 行を確保する体制づくりが重要である。

今後も正確な会計事務の大切さを認識したうえで、職場内の実効性のあるチェック機能の強化はもとより、制度や仕組みの再点検を行うなど、適正な会計事務の執行に努められたい。

# f 財産管理等 について

財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、研究用備品を亡失し「注意」となった案件が発生したほか、財産台帳の除却漏れ、材料品受払簿の未作成などの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。

一方で、県では、平成 25 年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、未利用財産の売却については、平成 20 年度から 5 年ごとに売却計画を策定し未利用地の売却を進めてきている。平成 30 年度を計画初年度とする「県有財産の売却計画」においては、5か年で 55 億 6,500 万円余の売却を進めていくこととし、平成 30 年度は、10 億 6,900 万円余を売却し、売却計画に対する達成率は 19.2%であった。未利用財産は境界確定の状況などにより売却時期が変動したり、計画外であっても新たに売却が可能となることもあるため、毎年度、最新の売却対象を整理した上で、今後も計画的かつ積極的に売却を進め、「総量適正化」を推進されたい。

さらに、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」についても、引き続き、積極的に取り組まれたい。

# (2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

# ア審査の対象

平成30年度静岡県工業用水道事業

平成30年度静岡県水道事業

平成30年度静岡県地域振興整備事業

平成30年度静岡県立静岡がんセンター事業

#### イ 審査の期間

令和元年7月22日から令和元年8月30日まで

#### ウ審査の結果

工業用水道事業ほか3事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成31年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

# エ 審査の意見

# a 工業用水道 事業

工業用水道事業は、当年度純利益が前年度比3,270万5千円(11.1%)の増益となったが、固定資産売却による特別利益を除いた経常損益では前年度比2億2,113万円(95.8%)の減益となり、経営状況は厳しいものとなっている。

工業用水道別に見ると、7工業用水道のうち赤字基調であった中遠、西遠及び湖西を含む4工業用水道で当年度純損益が前年度より改善している一方で、黒字基調であった富士川及び東駿河湾工業用水道事業では純利益が前年度より減少している。特に、経常収益の半分を担っている東駿河湾工業用水道事業では、大口受水企業の利用廃止等による給水収益の減少により昭和55年度以来の赤字となった。

今後、経済情勢の変化や節水技術の向上等により、中長期的には給水収益の減少が見込まれることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新に莫大な費用を要するなど、さらに厳しい経営状況が見込まれる。

このような状況の中、平成 29 年度に「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第 5 期長期修繕・改良計画」、及びそれを踏まえた平成 30 年度から 10 年間の経営の基本計画である「経営戦略(第 4 期中期経営計画)」を策定している。

こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。

- 大口受水企業の利用廃止等により経営状況が一層厳しさを増しているため、「経営戦略 (第4期中期経営計画)」に基づいて、経費削減や新規需要開拓等の取組を計画的に行い、 将来に亘る経営の健全化に努められたい。
- 工業用水の安定供給や地震等による災害の軽減に資するよう、「第5期長期修繕・改良計画」や「第3期耐震計画」に基づき、施設更新や耐震化を実施しているが、引き続き計画的かつ効率的に実施されたい。

# b 水道事業

水道事業は、当年度純利益が前年度比 1 億 611 万 5 千円 (8.6%) の減益となった。 3 水道事業すべてにおいて黒字経営を維持しているものの、給水量は前年度と比較して 110 万 1 千立方メートル (1.4%) 減少している。

また、今後、施設や設備の更新時期を迎えることから、費用の増加が見込まれる。こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。

• 黒字経営が安定して継続しているが、今後、人口減少等の影響による水需要の低下や 管路等施設の大規模更新を行うにあたっての費用の増加が見込まれている。

このことから、「経営戦略(第 4 期中期経営計画)」に基づいて経費削減に取り組み、 将来に亘る健全経営の維持に努められたい。

水道事業は、県民の生活に密着した重要なライフラインであり、近年、全国的に大き な災害が発生している中で、ライフラインの確保や早期復旧はきわめて重要なテーマと なっている。

このことから、「第5期長期修繕・改良計画」や「第3期耐震計画」に基づいて、施 設の更新や耐震化を計画的に進めるとともに、災害や事故に強い体制の維持に努められ

# c 地域振興整 備事業

地域振興整備事業は、レディーメード方式による「富士山麓フロンティアパーク 小山」 については8区画のうち4区画の分譲が完了し、オーダーメード方式による「長泉南一色」、 「清水町久米田」及び「森中川下」についてはすべて分譲が完了した。これにより、土地 売却がなく赤字であった前年度と比較して当年度純利益は 6 億 261 万 5 千円の増益と なった。

平成 29 年度から着手したセミ・オーダーメード方式による「藤枝高田」については、 造成工事に着手し計画に沿って進捗している。

こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。

- 「富士山麓フロンティアパーク 小山」については、早期完売へ向けた取組をより一層 強化されたい。
- 着手している事業については、関連する市町と連携し、計画に沿った事業の推進に努 められたい。また、新たな工業用地の開発についても、関連する市町と連携し、企業等 のニーズを把握し的確に対応されたい。

# d 静岡がん

静岡がんセンターは、本県がん対策の中枢を担う高度がん専門医療機関として、平成 14 センター事 | 年9月に313床で開院した。現在まで段階的に増床を重ねた結果、平成29年度に607 床となり、615床の全床開棟まで残り8床となっている。

> また、平成30年度の経営状況は、病院事業については利益を生じたが、研究所事業の 損失を補うまでには至らなかった。結果として全体で1億2千6百万円余の純損失が生じ、 未処理欠損金も増加している。

こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

- 平成30年度の病院事業の純利益は、前年度から改善した。しかし、研究所事業の損 失を含めた全体では損失が継続しており、当年度未処理欠損金が35億円余となっている。 未処理欠損金の解消には、病院事業の一層の収益向上が望まれる。新公立病院改革プ ランに掲げた数値目標の一部が達成できていないため、経営戦略会議等による点検・評 価を行い、更に効率的な病院経営に取り組まれたい。
- 過年度未収金は、前年度に比べ3.727千円余減少しているが、1億1百万円余と多 額である。引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努められたい。
- 平成30年度の稼働病床数は607床であり、残る8床はGICUである。全床開棟に 向けて、手術数の増加に必要な麻酔科医師等、配置定数に対して不足している医師の確 保対策に努められたい。

# (3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア審査の対象

静岡県立美術博物館建設基金

# イ 審査の期間

令和元年7月22日から令和元年8月30日まで

# ウ審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

# 7 健全化判断比率等審查

# (1) 健全化判断比率審査の実施状況

# ア審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

# イ 審査の期間

令和元年8月16日から令和元年8月30日まで

# ウ審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

$\boxtimes$	分	平成30年度	平成 29 年度	早期健全化	財政再生			
		健全化判断比率	健全化判断比率	基準	基準			
実質赤字比率	മ		-	3.75%	5%			
連結実質赤字比率				8.75%	15%			
実質公債費比率		13.4%	13.4%	25%	35%			
将来負担比率		240.2%	238.4%	400%				

<sup>(</sup>注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「一」と表示

# エ 審査の意見

実質公債費比率	平成 30 年度の実質公債費比率は 13.4%で早期健全化基準(25%)未満であり、前年度実績(13.4%)と同様である。 今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。
将来負担比率	平成30年度の将来負担比率は240.2%で早期健全化基準(400%)未満であるが、前年度実績(238.4%)に比べ1.8ポイント悪化している。また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆2,758億8,675万5千円と多額で、前年度に比べ403億7,550万3千円増加しているので、将来、財政を圧迫することがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に努められたい。

# (参 考)

# 【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政 再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生 の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的 に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す 指標ともいえます。
\+/.+.c+>55-+-c+>11+-	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体として
連結実質赤字比率 	の赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の 度合いを示す指標ともいえます。

中低ル連邦レゼ	借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。
実質公債費比率	この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
	一般会計等の将来支払っていく財政負担(地方債現在高及び債務負担行為額)だ
   将来負担比率	けでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担(地方公社等に係る実質的な負
17不只担儿平	<b>債等)を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可</b>
	能性が高いことを表します。

# (2) 資金不足比率審査の実施状況

# ア審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 静岡県工業用水道事業会計
- 静岡県水道事業会計
- 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- 静岡県地域振興整備事業会計
- 静岡県流域下水道事業特別会計
- 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

# イ 審査の期間

令和元年8月16日から令和元年8月30日まで

# ウ審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

平成30年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	平成30年度	平成 29 年度 資金不足比率	経営健全化基準
\ <u>_</u>	C+3.11 ls V++ C++	静岡県工業用水道事業会計	_	_	
法	宅地造成	静岡県水道事業会計	_	_	
適用		静岡県立静岡がんセンター事業会計	1	1	
企業	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	_	-	20%
法非適用	宅地造成 事業以外	静岡県流域下水道事業特別会計	1	1	
企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	_	_	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「一」と表示

#### エ 審査の意見

平成30年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

# (参 考)

# 【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

# 【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を 発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために 経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

# 8 例月出納検査

# (1) 根 拠

地方自治法(以下「法」という。)第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

# (2) 検査の対象

ア 普通会計(静岡県一般会計及び特別会計)、歳入歳出外現金及び基金

# イ 公営企業会計

- 静岡県流域下水道事業会計
- 静岡県工業用水道事業会計
- 静岡県水道事業会計
- 静岡県地域振興整備事業会計
- 静岡県立静岡がんセンター事業会計

# (3) 実施時期・方法

#### ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、 静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしていま す。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

#### <令和元年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
$\Box$	26	31	28	31	30	30	31	29	27	31	28	30

# イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士に一部を委託して実施しています。

(令和元年度は、普通会計等と静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施)

# (4) 検査結果

令和元年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

# (5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することと されており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

# 9 住民監査請求に基づく監査

# (1) 監査実施状況

年度区分	前年度からの繰越	受 付	却下	受 理	勧告	棄却	却下	翌年度 への繰越
平成27年度	0	1		1		1		0
平成28年度	0	3		2		1	1	1(注1)
平成29年度	1	3		4		4		0
平成30年度	0	2		2		2		0
令和元年度	0	2	1 (注2)	1		1		0

- (注1) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越した。
- (注2) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件(請求内容が県の財務会計行為である等)を満たしていなかったため、監査を実施しなかった。

# (2) 監査の結果 (令和元年度)

(2) 監査の	2) 監査の結果(令和元年度)							
請求年月日	令和元年5月9日 請求者 桜井建男							
監査の対象	静岡県職員への給与等の支給							
監査対象 機関	人事課、スポーツ振興課							
請求の概要	静岡県スポーツ振興課長A(当時、以下「A」という。)は、静岡県バスケットボール協会(以下「協会」という。)への調査の中で、同会の財務担当者に事情聴取を行ったにもかかわらず、事情聴取を行っていないとの事実に反した虚偽の公文書を作成し、静岡県代表監査委員に提出した。 請求人はこの件に関して、虚偽公文書作成罪及び同行使罪を犯したと疑うに足りるものとして、平成30年2月7日に静岡中央警察署に告発状を提出したが、静岡地方検察庁の検事が不起訴処分を行ったため、これを不服として静岡検察審査会(以下「審査会」という。)に審査を申し立てたところ、審査会は当該不起訴処分が不当であると議決した。しかしながら、平成31年3月29日静岡地方検察庁の検事は、嫌疑不十分として再度の不起訴処分を行った。 Aが協会の財務担当者に事情聴取を行ったのは明らかであり、本来は審査会の議決にあるとおり起訴されて然るべきであった。審査会が不起訴不当の議決をした平成30年12月18日から遅くない時点で、県は当該職員を懲戒処分にすべきであったのに、懲戒処分をせずに漫然と給与等を払い続けて県に損害を与えている。当該職員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。							
監査の結果 と通知日	棄却(令和元年7月4日)							
結果の概要	懲戒権者である知名である知者である知者では、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、	事は、A氏に対して懲該文書の作成及び静岡 A氏を虚偽公文書作成公子を協会立て不起訴処分を行公務員法で定める懲事等合において、懲戒が非違行為の事等合において、は、すべるでは、すべいでは、すべいでは、ないでは職員にある。懲規にといる。しまが規定である。	いて合理性が認められる。 戒処分を行っていない。 県代表監査委員への提出に関して、請求人及 ・同行使の容疑で刑事告発したが、検察官が2 テい、A氏は刑事上の責任を問われておらず、 処分を行う前提となる非違行為の事実を確認 実を認めておらず、懲戒権者も非違行為の事実 を行った前例はないことによる。 ご職員の懲戒については公正でなければならなる場合でなければ懲戒処分を受けることがない については、懲戒権者の裁量に任されてお 裁であることから、その慎重な判断の下で実 者が非違行為の事実を確認できない段階で公 する職員の懲戒における公正の原則に反し、 戒処分を行っていないことについては、同法 れる。					

イ 懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づき給与の支給を行うことは当然であ り、「違法若しくは不当な公金」の支出はしていない。

職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第5条第7項では、「任命権者は、…給料表により、職員に給料を支給しなければならない。」と規定されているため、懲戒権者から懲戒処分を受けていないA氏に対し、同条例に基づく給料等を支給することは当然のことであり、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には該当しない。

ウ 「違法若しくは不当な公金」の支出はしていないため、不当利得返還請求権及び損害 - 賠償請求権は存在せず「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づく給料等の支払いを行うことは、違法若しくは不当な公金の支出ではない。A氏は給料等を不当に取得していないため、県には不当利得返還請求権及び損害賠償請求権は存在しない。よって、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。